

令和5年1月13日
埼玉県
熊谷地方気象台

埼玉県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

埼玉県と熊谷地方気象台は、令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震により、揺れの大きかった川口市に適用していた土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和5年1月17日13時より通常基準による運用に戻すこととします。

令和3年10月7日22時41分頃の千葉県北西部の地震により、震度5強を観測した川口市では、地盤の緩みを考慮し、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）[※]」についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用していただけます。

記

- 1 暫定基準廃止日時
令和5年1月17日（火）13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村
川口市
（これにより、埼玉県内の市町村は全て通常基準となります。）

[※]土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問合せ先：

埼玉県県土整備部河川砂防課	荒川上流域・砂防担当	中嶋	電話 048-830-5141
	荒川上流域・砂防担当	大庭	電話 048-830-5141
熊谷地方気象台	土砂災害気象官	中村	電話 048-521-5858